

茅ヶ崎市

令和7年

貨物運送事業者 燃料高騰対応支援金

地域経済を支える重要な社会インフラである物流を維持するため、燃料価格高騰の影響を受けている市内中小貨物運送事業者に支援金を交付します。



対象者

市内の中小貨物運送事業者のうち、要件を満たす方。

※裏面の「対象要件」及び「対象確認フロー」をご確認ください。

交付額

一般 / 特定貨物自動車運送事業用の自動車 ▶ 対象車両 **1** 台につき **24,000円**

貨物軽自動車運送事業用の軽自動車 ▶ 対象車両 **1** 台につき **10,000円**

申請期間

令和7年7月1日（火）から9月30日（火）まで

申請方法

電子申請システム（e-kanagawa）または郵送で申請可能。

※申請にあたっては市ホームページをご確認ください。

「茅ヶ崎市中小貨物運送事業者燃料高騰対応支援金」に係る申請に必要な書類などは、市ホームページから確認・取得してください。

【URL】 <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/sangyo/1043316/1062290.html>

【問合せ先】茅ヶ崎市 経済部 産業観光課 産業振興担当 ☎0467-81-7144(直通)

市HPは
コチラ



支援金の対象となる要件について

事業者要件

次の①から③のすべての要件を満たす事業者が対象

- ① 資本金3億円以下または従業員数300人以下
- ② 令和6年7月1日までに神奈川運輸局神奈川運輸支局にて、次のいずれかの事業許可または届出済み
 - ・ 一般貨物自動車運送事業
 - ・ 特定貨物自動車運送事業
 - ・ 貨物軽自動車運送事業
- ③ 令和7年3月1日時点で前項の事業を継続し、申請日時点において引き続き事業継続の意向のある事業者



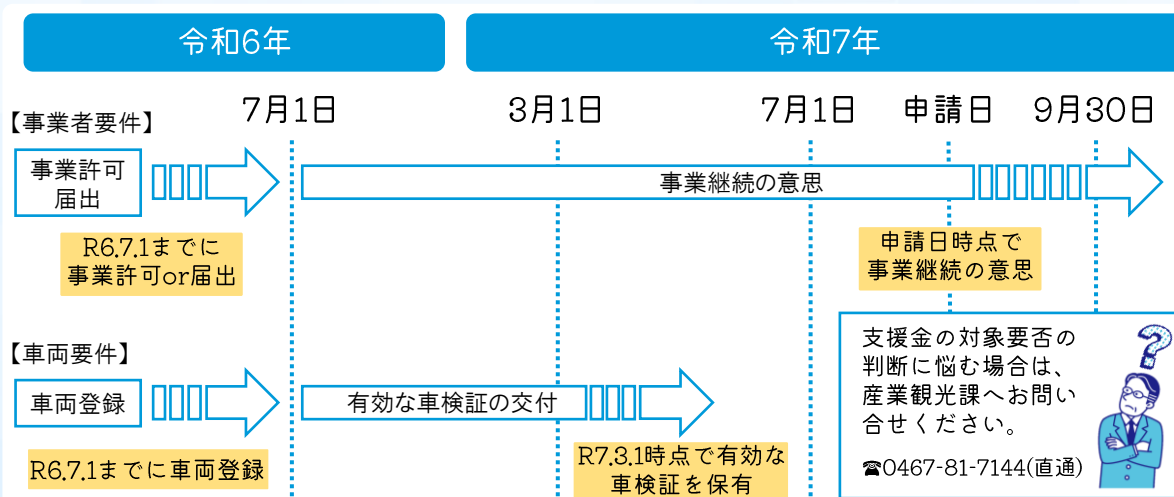
車両要件

次の①から⑤のすべての要件を満たす事業者が対象

- ① ガソリン、軽油等を燃料として使用する車両（自動二輪車除く）
- ② 令和6年7月1日までに道路運送車両法第4条の規定による登録を受けており、令和7年3月1日時点において同法第58条第1項の規定による有効な自動車検査証の交付を受けている
- ③ 事業用自動車（緑ナンバーまたは黒ナンバー）
- ④ 支給対象となる者が所有者または使用者
- ⑤ 自動車検査証に記載された使用の本拠の位置が茅ヶ崎市内



申請タイムライン早見表



対象確認フロー



茅ヶ崎市内に営業所がある貨物自動車運送事業者である。

※令和6年7月1日までに関東運輸局神奈川運輸支局において

- ✓ 一般 / 特定貨物自動車運送事業の許可を受けている。または
- ✓ 貨物軽自動車運送事業の届出済みである。

いいえ

はい



中小事業者である。（資本金3億円以下 or 従業員300人以下）

いいえ

はい



令和6年7月1日から令和7年3月1日まで事業を継続しており、今後も事業を継続する（少なくとも支援金が支払われる時点において事業を継続する）意向がある。

いいえ

はい



次の要件をすべて満たす車両を保有（リース可）している。

- ✓ ガソリン、軽油等を燃料として使用する車両
- ✓ 事業用自動車（緑ナンバー or 黒ナンバー）
- ✓ 令和6年7月1日から令和7年3月1日まで継続して保有・貨物運送事業に使用している
- ✓ 自動車検査証に記載された使用の本拠の位置が茅ヶ崎市内

いいえ

はい

一般/特定貨物自動車運送事業用の
小型・普通自動車（緑ナンバー）

1台につき 24,000円を交付

貨物軽自動車運送事業用の
軽自動車（黒ナンバー）

1台につき 10,000円を交付

電気自動車、被けん
引車、バイクは支給
対象外です

支援金の交付対象にはなりません。

よくあるお問合せ



Q1.令和7年1月に納車された車両も支援金の対象になりますか？

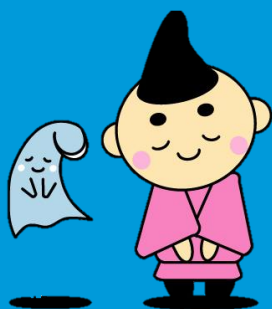
A1.対象外です。令和6年7月1日～令和7年3月1日の全期間にわたり保有している車両が対象になります。
ただし、車両を買い替えた場合は対象になる場合がありますので、お問い合わせください。

Q2.本社は茅ヶ崎市外ですが、茅ヶ崎市内に営業所があります。支援金の対象になりますか？

A2.営業所等の事業拠点が茅ヶ崎市内にあれば対象になります。

Q3.茅ヶ崎市内に車庫はありますが、営業所はありません。支援金の対象になりますか？

A3.対象外です。



茅ヶ崎市 経済部 産業観光課 産業振興担当
☎ 0467-81-7144(直通)